

# 日教弘千葉支部 友の会会則

第1条 設置	この会は、「日教弘千葉支部 友の会（通称：千葉教弘友の会）」と称し、事務局を（公益財団法人）日本教育公務員弘済会千葉支部（以下、「日教弘千葉支部」という）内に置く。
第2条 目的	この会は、相互扶助の精神に基づき、会員の福祉増進と親睦を図るとともに、日教弘千葉支部の発展に協力することを目的とする。
第3条 事業	この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ①会員の保健・厚生に関すること ②会員の趣味・教養・親睦に関すること ③広報に関すること ④教弘会員の募集、保険の斡旋に協力すること ⑤その他、目的達成に必要な事業
第4条 会員	この会の会員は、退職後も継続して教弘共済制度に加入している者とする。 2 退会は80歳に達した年度末を以て自動退会とする。ただし、本人の希望により、これ以前に退会できるものとする。
第5条 役員	この会に、次の役員を置く。 会長 1名 副会長 1名 運営委員 若干名 事務局長 1名 2 会長は日教弘千葉支部長を以て充てる。副会長、運営委員は会員の中から会長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。 3 事務局長は、会長が日教弘千葉支部職員から任命する。
第6条 役員 の職 務	会長はこの会を総理し、会を代表する。 2 副会長は会長を補佐する。 3 運営委員は運営委員会の一員として、この会の運営に関することを審議する。
第7条 組織	上記役員を構成員として運営委員会を組織し、この会の事業・運営について審議する。 2 運営委員会は、年に1回以上開催する。
第8条 会計	この会の経費は、日教弘千葉支部の福祉事業費から支出する。
第9条 その他	この会の運営に関する細則は、運営委員会の審議を経て、別に定める。
第10条 施行	この会の会則は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。